

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	湖南地区地区計画			
地区の区分	A地区	B地区	C-1地区	C-2地区
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第1号及び第5号, (ロ)項第5号, (ハ)項第2号及び第3号, (ヘ)項第3号, (リ)項第2号及び第3号並びに(ヌ)項に掲げるもの(湖南B地区内, 湖南C-1地区内及び湖南C-2地区内にあっては, 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)別表第1に掲げる医療機器(動物専用医療機器を除く。))の製造業, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第23項に規定する補装具の製造業及び介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第12項に規定する福祉用具の製造業に係るものを除く。)</p> <p>(2) 住宅で事務所, 店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 畜舎</p> <p>(4) ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の営業所</p> <p>(6) 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p> <p>(7) 葬祭場</p>			
建築物の敷地面積の最低限度	<p>150㎡</p> <p>ただし, 次に掲げるものは, この限りでない。</p> <p>(1) 巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の土地</p> <p>(2) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる土地で, 同一人が使用し, 又は収益することができる権利を有している連続したすべてのものを150㎡以上ごとに分割して生じた残りのもの</p> <p>(3) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる一筆の土地</p>			
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き, 地盤面からの高さによる)	30mを超えてはならない。	20mを超えてはならない。		30mを超えてはならない。
垣又は柵の構造, 高さ, 形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	<p>道路に面する垣又は柵の構造は, 生垣。</p> <p>ただし, 高さ1メートル以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは, この限りでない。</p> <p>ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは, この限りでない。(*1)</p>			
盛土の高さの制限 (高さは前面道路からの高さによる)	<p>0.6m以下。</p> <p>ただし, 築山その他これに類するものは, この限りでない。</p>			

※用語の説明…建築基準法は「法」, 建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については, 建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は, 条例第8条に定められている規定です。